

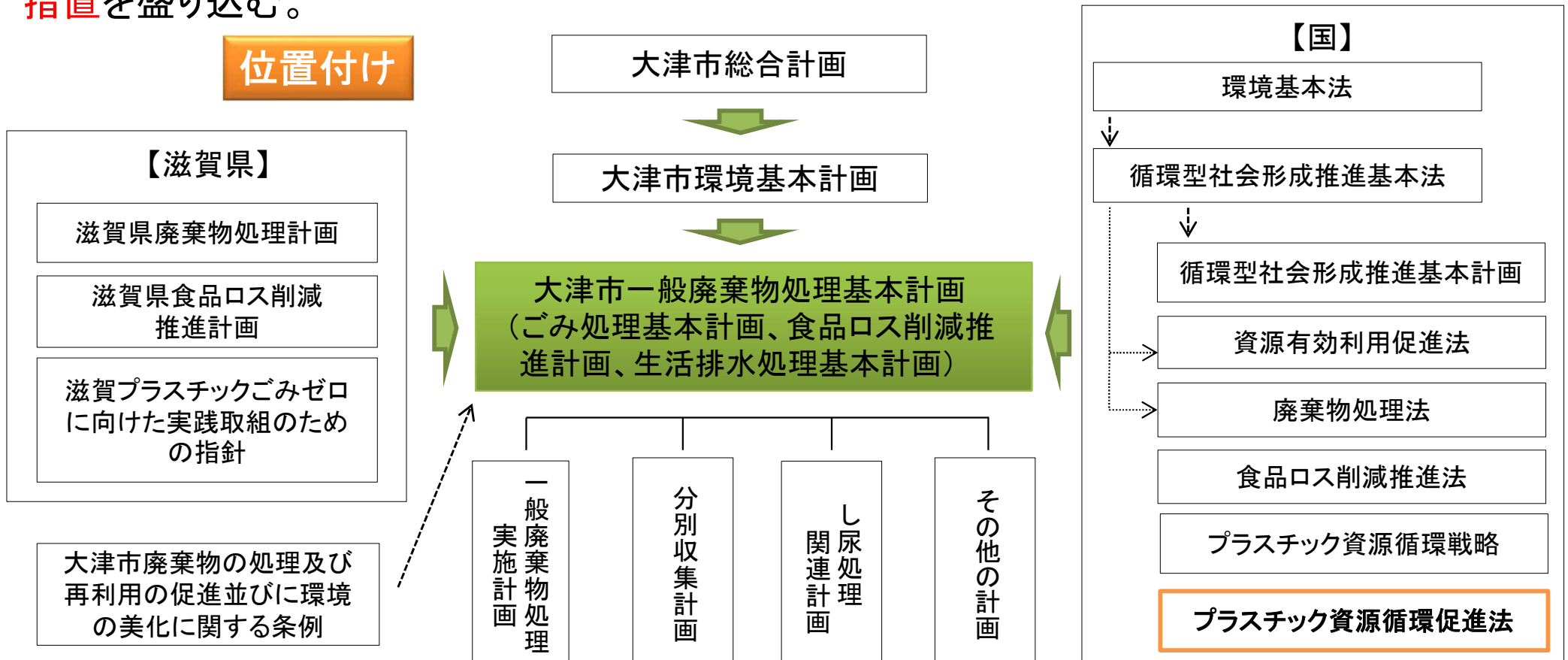
『プラスチック使用製品廃棄物の 分別(モデル)収集』の検討について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(新プラ法)について

新プラ法と大津市一般廃棄物処理基本計画

プラスチックのライフサイクル全体において関わりのある事業者、自治体、消費者が連携しながら資源循環に向けた取り組みを求める法律が令和4年4月1日に施行された。プラスチック使用製品の設計から処理まで、資源循環の取組を促進するための措置を盛り込む。

位置付け



措置内容

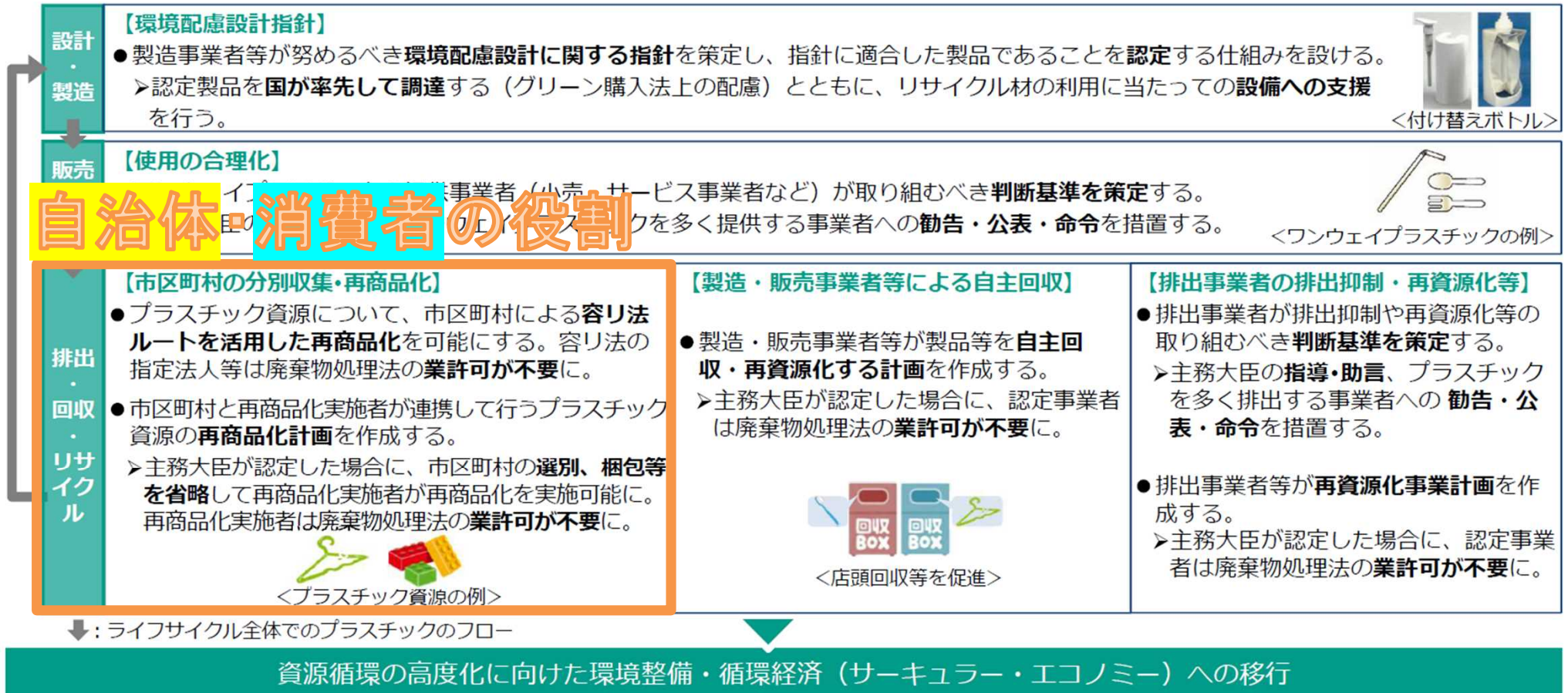
1. 基本方針の策定

プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。

- プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する**環境配慮設計**
【設計・製造】
- ワンウェイプラスチックの**使用の合理化**
【販売・提供】
- プラスチック廃棄物の**分別収集、自主回収、再資源化**
【排出・回収・リサイクル】

措置内容

2-1. 個別の措置事項



措置内容

2-2. 個別の措置事項の「市区町村の**分別収集**」に該当する条文(第31条)について


第三十一条 **市町村は**、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たっては、次に掲げる措置を講ずるよう**努めなければならない**。

一 当該市町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき**①分別の基準の策定**

二 前号に規定する分別の基準をプラスチック使用製品廃棄物を排出する者に**②周知させるための措置**その他当該市町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物が当該分別の基準に従って適正に分別して排出されることを**③促進するために必要な措置**

2 市町村が前項第一号に規定する分別の基準を定めたときは、**当該市町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者は、①当該分別の基準に従い、プラスチック使用製品廃棄物を適正に分別して排出しなければならない**。

自治体・消費者の役割

排出・回収・リサイクル	<p>【市区町村の分別収集・再商品化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ●市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ▶主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。
	 <p>＜プラスチック資源の例＞</p>

措置内容

2-3. 個別の措置事項の「市区町村の再商品化」に該当する条文(第32・33条)について

第三十二条 **市町村**は、分別収集物(環境省令で定める基準に適合するものに限る。第三十六条において同じ。)の**再商品化**を、容器包装再商品化法第二十一条第一項に規定する指定法人(第三十六条において「指定法人」という。)に**委託**することができる。


第三十三条 **市町村**は、単独で又は共同して、主務省令で定めるところにより、分別収集物の**再商品化の実施に関する計画**(以下この条及び次条第四項第一号において「再商品化計画」という。)を作成し、主務大臣の**認定を申請**することができる。

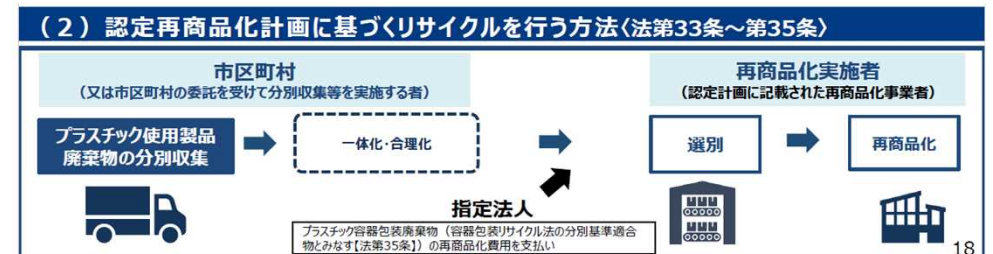
自治体・消費者の役割

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源について、市区町村による**容リルート**を活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が**不要**に。
- 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の**再商品化計画**を作成する。
 - ▶主務大臣が認定した場合に、市区町村の**選別、梱包等**を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が**不要**に。


 <プラスチック資源の例>



プラスチック資源循環促進法を踏まえた 分別方法・基準(案)について

プラスチックの分別方法（現在）

燃やせるごみ

処理施設に運び、焼却処分します。焼却灰は埋め立てています。

熱回収

汚れた容器プラ

プラスチック製容器包装

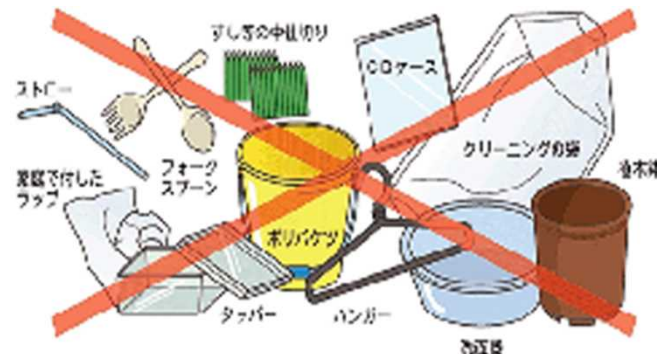
処理施設に運び、異物や汚れたものを取り除いた後、リサイクル業者に引き渡しています。

きれいな容器プラ

● 汚れやにおいがついているもの



製品プラ



● 袋類

お菓子の袋、パンの袋、インスタント食品の袋、あめの包み、お菓子の包み、レジ袋など



これらのものをまとめてひとつの大津市指定ごみ袋に入れて出してください。



● パック・カップ類

豆腐のパック、玉子のパック、プリンのカップ、ゼリーのカップ、コンビニ弁当の容器など



● キャップ・ふた類

ペットボトルのキャップ、びんなどのプラスチック製のキャップ



● フィルム・ラベル類

ペットボトルのラベル、外装フィルム、コンビニのおにぎりやたばこの外装フィルムなど



● プラスチックボトル類

洗剤のボトル、シャンプーのボトル、目薬の容器、うがい薬の容器など



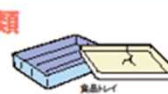
● ネット類

たまねぎやみかなどのネット、りんごや桃などのネット



● トレイ類

惣菜や魚などの食品トレイなど



● 緩衝材など

電化製品などを保護する発泡スチロール、エアアクション（プチプチのシート）、果物や魚などの保冷用容器など



食品トレイは、できる限りフラスパーなどの回収機のご協力をお願いします。食品トレイはガリが解られるので、最期の日に回収機にリサイクルされます。

● ポイント
大きなものは、指定袋に納まるように小さく砕いてください。

市民会議における分別案の検討

市民会議(ごみ減量と資源再利用推進会議)にて**分別種別**についての**アンケート調査**を実施。

別紙11

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き

令和4年1月
環境省 環境再生・資源循環局
リサイクル推進室

No.	品目	備考
1	アイスクリーム棒	プラスチック製のものに限る
2	アクリル板	50cm未満のものに限る手で曲げることが可能なもの(厚さ5mm程度未満のもの)に限る
3	雨合羽	プラスチック製のものに限る50cm未満に切断したのものに限る
4	網戸の網	プラスチック製のものに限る50cm未満に切断したのものに限る
5	編み針	プラスチック製のものに限る
6	泡立て器	プラスチック製のものに限る柄の部分がプラスチック製であってもそれ以外の部分が金属製等であるものに限る
7	囲碁・将棋の駒	プラスチック製のものに限る
8	囲碁・将棋盤	プラスチック製のものに限る手で曲げることが可能なもの(厚さ5mm程度未満のもの)に限る
9	衣装ケース	プラスチック製のものに限る50cm未満のものに限る
10	子	プラスチック製のものに限る50cm未満のものに限る
11		プラスチック製のものに限る50cm未満のものに限る洗浄され、汚れが付着していないものに限る
12		プラスチック製のものに限る
13		プラスチック製のものに限る土は除去すること
14	ダンベル	プラスチック製のものに限る水を抜いたものに限る
15	浮き袋	プラスチック製のものに限る50cm未満に切断したのものに限るゴム製のものは除く
16	らわ	骨組みがプラスチック製のものに限る
17	絵の具パレット	プラスチック製のものに限る洗浄され、汚れが付着していないものに限る
18		
19		
145	ポリ袋	50cm未満のものに限る袋の中身が空であるものに限る
146	ポリ容器(ポリタンク)	内容物が含まれていないこと洗浄され、汚れが付着していないものに限る
147	ポンプ、空気入れ	プラスチック製のものに限る
148	マーカーペン	本体がプラスチック製のものに限るインクを使い切ること又は芯を抜くこと
149	まな板	プラスチック製のものに限る手で曲げることが可能なもの(厚さ5mm程度未満のもの)に限る
150	虫かご	プラスチック製のものに限る50cm未満のものに限る
151	モップ	柄の部分がプラスチック製のものに限る50cm未満のものに限るモップ糸が取り外せるものに限る

157品目

一部抜粋

市民会議における分別案の検討

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引きに記載された品目に対する検討 [大津市1次案]			
品目	分別区分		環境省 プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き
1 アイスクリーム棒	①燃やせるごみ	②燃やせないごみ	プラスチック製のものに限る
	③プラスチック	④その他 ()	
2 アクリル板	①燃やせるごみ	②燃やせないごみ	50cm未満のものに限る 手で曲げることが可能なもの(厚さ5mm程度未満のもの)に限る
	③プラスチック	④その他 ()	
3 雨合羽	①燃やせるごみ	②燃やせないごみ	プラスチック製のものに限る 50cm未満に切断したものに限り
	③プラスチック	④その他 ()	
4 網戸の網	①燃やせるごみ	②燃やせないごみ	プラスチック製のものに限る 50cm未満に切断したものに限り
	③プラスチック	④その他 ()	
<p>市民目線で、 どの分別にすることがふさわしいか ご意見をいただきました。</p>			
10 椅子	①燃やせるごみ	②燃やせないごみ	プラスチック製のものに限る 50cm未満のものに限る
	③プラスチック	④その他 (大型ごみ)	
11 犬小屋	①燃やせるごみ	②燃やせないごみ	プラスチック製のものに限る 50cm未満のものに限る 洗浄され、汚れが付着していないものに限る
	③プラスチック	④その他 ()	
12 印鑑	①燃やせるごみ	②燃やせないごみ	プラスチック製のものに限る
	③プラスチック	④その他 ()	
13 植木鉢	①燃やせるごみ	②燃やせないごみ	プラスチック製のものに限る 土は除去すること
	③プラスチック	④その他 ()	

市民会議における分別案の検討

ワークシート集計結果 ※別添資料5-2をご確認ください。

燃やせるごみ			燃やせないごみ			プラスチック					
選択割合	品目No.	品目	選択割合	品目No.	品目	選択割合	品目No.	品目			
100%	100%	35	カラオケのテープ	70%以上	75%	37	金魚鉢	100%	100%	60	指定ごみ袋
	100%	63	修正テープ	60%以上	67%	94	生ごみ処理器		100%	67	じょうろ
	100%	74	スポンジ		67%	148	空気入れ (タイヤ)		100%	68	食器 (スプーン、フォーク、箸等)
	100%	78	洗濯ばさみ	50%	21	おたま	100%		71	スクイズボトル	
	100%	89	つまようじ		33	花瓶	100%		76	製氷皿	
	100%	96	荷造り紐		38	クーラーボックス	100%		79	洗面器	
	100%	105	バドミントンのシャトル		45	化粧品容器	100%		82	タッパー型保存容器	
	100%	126	プリペイドカード		46	工具箱	100%		83	樽	
	100%	133	ヘアブラシ		48	ごみ箱	100%		84	タンブラー	
	100%	138	ほうき		51	皿	100%		85	茶わん	
	100%	141	ボールペン		58	支柱・アーチ	100%		86	貯金箱	
	100%	144	ポリ手袋		65	ジョイントマット	100%		101	バケツ	
	100%	149	マーカーペン		6	泡立て器	100%		103	バット (調理器具)	
	100%	155	ラップ	109	ピアノカ	100%	120		筆箱		
80%以上	88%	12	印鑑	38%	13	植木鉢	100%	121	布団たたき		
	88%	16	うちわ	38%	28	額縁	100%	122	フライ返し		
	88%	31	カセットテープのテープ	33%	75	スリッパラック	100%	136	弁当箱 (繰り返し使えるもの)		
	80%	1	アイスクリーム棒	33%	88	突っ張り棒	100%	139	ボウル (調理用)		
	80%	3	雨合羽	33%	90	DVD	88%	22	お盆、トレイ		
	80%	4	網戸の網	33%	132	ヘアクリップ	80%	2	アクリル板		

プラスチック製品の分別基準（変更案）

第三十一条 市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たっては、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

一 当該市町村の区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき

① 分別の基準の策定(◆)

(第31条一部抜粋)

プラスチック使用製品



単一プラスチック素材であるもの(複合素材はNG)

かつ

40cm未満の大きさのもの

それ以外ものについては、
「燃やせるごみ」「燃えないごみ」「大型ごみ」などで排出

質の高いリサイクル

ごみ発電

市民



- すべてプラとする方が簡単？
- 新分別基準への市民理解

分別物



- 一括収集物の量的の変化
- 協力率・不適合物の割合
- 基準が守られるか？
- 資源物として引き渡せるか？
- CO₂排出量削減の検証

収集



- 収集費用への影響
- 収集終了時刻への影響
- 作業量の影響

処理(施設)



- 資源化費用への影響
- 設備改良の要否
- スtockヤード拡張の要否
- 作業量への影響
- 南部地域への施設増設？
- ごみ発電量への影響

『プラスチック使用製品廃棄物の 分別(モデル)収集』の検討(案)について

分別（モデル）収集の実施案 詳細

1. 実施目的（見込）

- ・ 分別収集量、市民協力率の推移変化を調査統計する
- ・ コスト及びCO₂排出量の分析方法に従い、効果を検証する
- ・ 指定法人ルート下の再商品化事業者におけるCO₂排出量と本市ごみ処理施設のCO₂排出量（ごみ発電効果を合わせた）の測定・評価
- ・ 住民アンケートの実施

2. 実施期間（予定）

令和6年10月ごろより

3. 対象地域

市内3学区程度を選定（自治会を単位とし、予め分別（モデル用）基準を周知）

4. 実施方法（素案）

- ・それぞれ集積所10か所程度を選定
- ・選定した集積所に排出される「プラスチックごみ」を回収
（学区ごとに1日あたり50袋程度の排出を想定）
⇒2週間分（100袋）を施設にストック
- ・1か月ごとに収集した「プラスチックごみ」について組成調査を実施
- ・調査結果をとりまとめ、評価・分析 ⇒ 評価結果を公表

『家庭ごみの週5日収集』と同時に実施

資料4において説明した『家庭ごみの週5日収集』と同時に実施する。

【理由】

- 周知費用等の効率化
- 週5日収集への移行に伴う影響についても同時に検証することができる
- 一般廃棄物処理基本計画の中間見直し前(令和7年度)に実施することにより計画に掲げる取り組みのさらなる深化に活かせる
- モデル地域における収集(排出)方法の変更機会を極力少なくし、地域内の混乱を招かないようにする

新しいプラごみの分別（モデル）収集 〈市民にお伝えしたいこと・要点〉案

◆ごみ処理施設における発電と調和した“新しいプラの分別収集”に向けた【モデル収集】の検討を始めています

◆目的

- 1 プラスチックの資源循環を促し、CO₂の排出抑制等、地球規模の気候変動問題への取組に貢献
- 2 プラスチック資源循環促進法における市町村の努力義務規定に沿って、市民の協力を促し、分別収集と再商品化を行う
- 3 ごみ発電による本市のCO₂排出削減効果を上回る、より質の高いリサイクルを促進

現在、市のごみ処理施設では焼却熱を活用して発電を行い、約3割を施設内で利用した後、余剰分は市場に流通することでCO₂排出削減への貢献と運転費用に充てる売電収入を得ています。

新しいプラの分別収集は、ごみ発電を備えた焼却処理【熱回収】とプラスチックの再生利用を両立させ、『両者の特徴を活かした、ごみを適正処理とCO₂排出量削減に導く取組』です。

効果の検証のためモデル収集の実施を検討しています。

モデル収集では『40cm未満のもので、かつプラスチックだけでできた単一素材製品を分別収集し、40cm以上のもの、またはプラスチック以外の素材とともにできている製品は、これまでどおりの収集日に出していただくこと』とします。

清掃事業費（運営費）への影響
（収集規模・約1,000t/年の場合）

再資源化施設の改造を要する場合、別途、追加費用が必要



- 着手済 分別（モデル）収集対象の絞り込み（ごみ減・女性懇話会R5. 8月～R6. 2月）
- 分別（モデル）収集・組成調査、コスト及びCO₂排出量の分析・評価費
- 分別（モデル）収集物の選別・ベール化に伴う再資源化施設の機能評価（機械・装置の更新検討等）

モデル収集のスケジュール (案)

凡例 ●:共通 ■:週5 ▲:プラ

